



第7章 文化財の保存・活用の推進体制

1. 東松山市の体制

東松山市の文化財の保存活用を担う推進体制は次のとおりです。庁内あるいは関係機関と緊密に連携し、また文化財所有者や地域住民などと協働で文化財の保存・活用を推し進めていきます。

行政

東松山市・東松山市教育委員会

- ・生涯学習部生涯学習課埋蔵文化財センター
業務内容：文化財保護行政
職員：4名（うち埋蔵文化財専門職員3名）
- 【主な関係課】
- ・生涯学習部生涯学習課
 - ・生涯学習部スポーツ課
 - ・政策財政部政策推進課
 - ・政策財政部広報広聴課
 - ・環境産業部商工観光課
 - ・市民生活部地域支援課
 - ・市民生活部危機管理防災課
 - ・都市計画部都市計画課

東松山市文化財保護委員会

審議事項：文化財の指定解除、修理復旧滅失毀損防止の措置、現状変更の許可、環境保全施設の勧告、文化財の買収出品公開、無形文化財への助成
委員構成：定数7名

東松山市文化財専門調査委員会

業務内容：文化財の調査研究
調査員構成：12名以内

関係行政機関

- ・文化庁
- ・国立文化財機構文化財防災センター
- ・埼玉県
- ・埼玉県教育委員会
- ・埼玉県警察本部東松山警察署
- ・比企広域消防本部東松山消防署
- ・比企地区文化財振興協議会
- ・埼玉県文化財保護協会
- ・全国史跡整備市町村協議会
- ・他市町村

ほか



文化財所有者

- ・個人
 - ・各保存会
 - ・各自治会
 - ・神社・寺
- ほか

民間団体等

- ・一般社団法人東松山観光協会
 - ・東松山商工会
 - ・公益財団法人東松山文化まちづくり公社
 - ・東松山市ハートピアまちづくり協議会連絡会
 - ・公益社団法人東松山市シルバー人材センター
 - ・原爆の図 丸木美術館
- ほか

学術機関

- ・埼玉県立各博物館
 - ・学校法人大東文化学園大東文化大学
 - ・公益社団法人埼玉県埋蔵文化財調査事業団
- ほか

地域住民

- ・市民
 - ・各自治会
 - ・市内小中学校
 - ・市内高等学校
- ほか

東松山市民俗芸能保存連絡協議会

設立目的：民俗芸能保持者及び団体の連絡調整、民俗芸能の保存継承

加盟団体（令和6年3月時点）：野田獅子舞保存会、東平ひきずり餅保存会、松葉町祭りばやし保存会、箭弓町祭りばやし保存会、古凍祭りばやし保存会、金谷餅つき踊り保存会、上野本獅子舞保存会、下唐子獅子舞保存会、神戸獅子舞保存会、正代祭りばやし保存会、麦打ち唄保存会、武蔵流東松山太鼓、たこつき唄・上岡音頭保存会

2. 文化財保護におけるそれぞれの役割

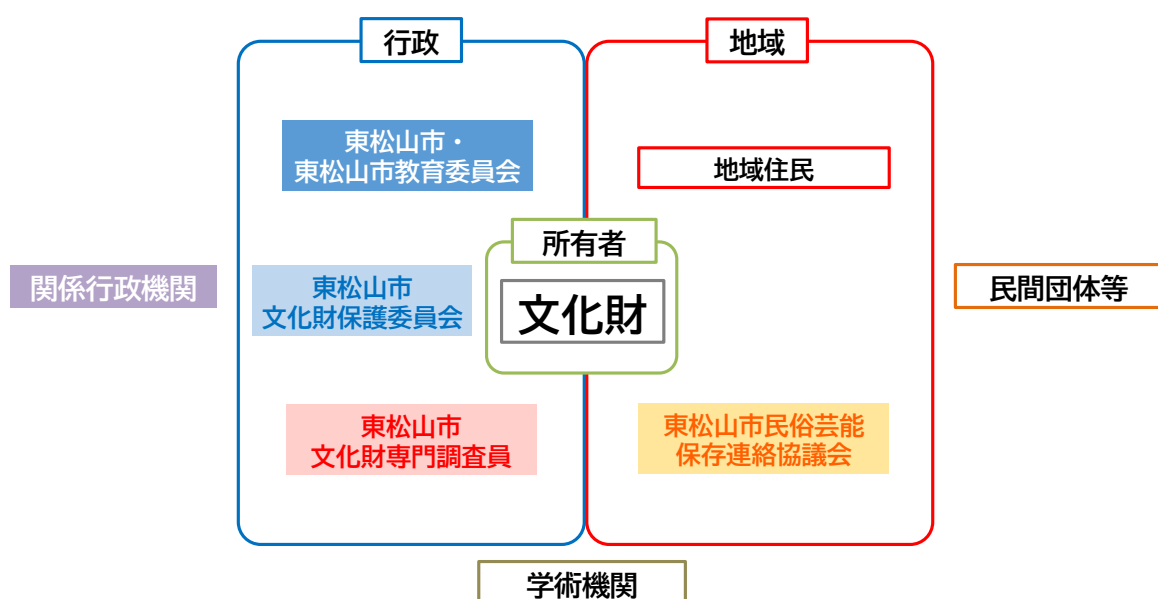
「行政」は、文化財保護に関する窓口となって様々な取組を総括するとともに、文化財保護のための必要な知見や技術を行使し、文化財所有者や地域に適切な助言や支援を行い、文化財保護推進のための施策を実施・マネジメントします。また文化財の保存を前提としながらも、地域振興や市の課題解決など、文化財を活用することで実現できる事業展開を模索し、時には前線に立ち、時には下支えして、様々な取組を実施します。また観光客や研究者などから来る文化財への問い合わせを統括し、情報提供や各種調整などを行い、円滑に文化財へアクセスできるよう、対応します。国・都道府県・他市町村といった他の行政機関と緊密に連携し、広範かつ細心の情報収集を行い、期に即した文化財保護施策を推し進めます。

「文化財所有者」は、文化財の「現在」を知る最前線に立って、文化財を所有・管理する立場を日々担っています。みんなが協力して文化財を確実に保存していくためには、文化財の状況を発信することが大切です。

「民間団体等」は、自団体が実施する事業をよりよいものとするために文化財が活用できる場合があります。文化財の活用を恐れず、保存を実現しながら事業を実施する方策を行政や文化財所有者・管理者とともに、一緒に考えてください。

「学術機関」にとって文化財は研究対象となって、様々な分野の研究を推し進めるツールとなり、その成果が文化財の価値を高めることにもつながります。行政などと連携し、研究の中に文化財を取り入れてみてください。

「地域住民」にとって文化財は、地域に根差す唯一無二の個性であって自分たちの「宝」です。どんなに小さなことでも自分のできる範囲で協力し、あるいは自己実現のチャンスとして文化財をとらえることで、文化財所有者・管理者を支えて文化財保護の一翼を担い、地域を活性化することにもつながられます。



文化財を取り巻く環境模式図